

生徒心得

1. 生活上の留意点

常に向上心を失うことなく、自覺的・自律的な高校生活であることを心がけ、以下の事に留意すること。

- (1) 登下校では交通ルールを守り、危険を避け、他人への迷惑行為とならないよう注意する。また、通学時は身なりをきちんとして、高校生らしい行動をすること。通学の際は、家族以外の車に同乗することは禁ずる。
- (2) 校則違反はもちろん、いわゆる非行とみなされる行為は絶対にしないこと。
- (3) 学校内に不必要的なもの（雑誌類・ミュージックプレーヤー類・化粧品・多額の金銭など）を持ち込まない。
- (4) 携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末（スマート・ウォッチ等）は、生徒玄関で電源を切って各自カバンに入れ管理をする。校舎内では使用しない。（使用する際は生徒指導課の先生の許可を得ること）
- (5) 高校生の立ち入りが禁じられている下記の場所には入らないこと。
 - ・ カラオケボックス（保護者同伴は可）
 - ・ パチンコ店等の遊興施設
 - ・ 酒類を主とする飲食店など、高校生が利用するにはふさわしくない場所。
- (6) 政治思想や宗教にかかわる校内での活動は認めない。

2. 身だしなみ（服装等に関して）

本校生徒の服装は華美流行に流されず、質素・端正・清潔を旨としており、本校生徒としての気品を失わないみだしなみにしなければならない。

（1）制服について

下表の通り、月ごとに決められた着用ルールに従い、天候や自身の体調等に合わせて制服の着用を選択すること。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
冬 服	冬 服				冬 服	冬 服	冬 服	冬 服	冬 服	冬 服	冬 服
合 服	合 服										
	夏 服	夏 服	夏 服	夏 服	夏 服	夏 服					

* 夏服期間については、気候に合わせて着用期間を設ける。

* 着用できる制服は指定の制服のみとする。

「長袖カッターシャツ」「長袖・半袖ブラウス」「長袖・半袖ポロシャツ」「セーター」「ベスト」は学校指定のもの
* スカート丈は膝蓋骨を覆う程度とする。

【 本科生 】

〈冬服〉 A：「ブレザー」と「長袖カッターシャツ」

B：「ブレザー」と「長袖ブラウス」

※ 式典等で冬服を着用する際は、必ずネクタイを着用すること。

- 〈合服1〉 A：「セーター」と「長袖カッターシャツ」、
又は「半袖ポロシャツ」
B：「セーター」と「長袖ブラウス」、又は「半
袖ブラウス」
- 〈合服2〉 A：「ベスト」と「カッターシャツ」を着用。又
は「長袖カッターシャツ」のみ。
B：「ベスト」と「長袖ブラウス」
「長袖ブラウス」のみは不可。
- 〈合服3〉 A：「ベスト」と「半袖ポロシャツ」
B：「ベスト」と「半袖ブラウス」
- 〈夏服〉 「半袖・長袖ポロシャツ」と「スラックス」、
又は「半袖ブラウス」と「スカート」のみとする。

(2) 頭髪について

- ア. パーマ・エクステ・脱色・染色等は禁止する。
- イ. 頭髪が肩を超える長さのものはゴムで結び、整えること。使用するゴムは黒・紺・茶系統とし、それ以外は認めない。

(3) ソックス・ストッキング・タイツについて

- ア. ソックスは白・黒系とし、華美でないものとする。
- イ. ストッキング・タイツはベージュ・黒系とする。

(4) 靴について

- ア. 色は黒・紺・茶系統とし、華美なものは避ける。
- イ. シューズは上記アに準ずる。（白シューズ可）
- ウ. 3. 5 cmを超えるヒールの高いものは禁止する。

(5) 上履き

- ア. 学校指定の学年別色分けシューズを使用する。
- イ. 体育館では体育館シューズを使用する。

(6) 外套（コート）類について

- ア. 冬季の防寒用コートについては、無地の黒・紺・茶系統、又は白やグレー系の着用を認める。高価・華美なものは避け、高校生らしいシンプルなものを着用すること。大きな柄、模様、遊び着的な要素があるものは許可しない。
- イ. ウィンドブレーカーについても上記に準ずる。薄暮時の安全確保のため、蛍光ラインがあるものの着用を許可する。
- ウ. 防寒機能の低いカーディガンや遊び着的な要素の強いジャンパー類は禁止する。

(7) その他

- ア. 化粧（アイプチ、細眉、アイライナー等）は禁止する。二重まぶたの施術等も禁止する。
- イ. マニキュア、ペディキュアは禁止する。
- ウ. 学校生活に不必要的装飾品等（指輪・ネックレス・ピアス・ブレスレット等）は禁止する。
- エ. 下着類は透けて見えないように配慮する。
- オ. スカート丈は膝蓋骨が隠れる程度とする。
- カ. 式典等でAの制服を着用する場合は、必ず学校指定のネクタイを着用のこと。

3. 届出・許可願い

下記の場合、事前に手続きを完了すること。用紙や手続き方法については、ホーム担任又は生徒指導課の先生に確認すること。

(1) 自転車で通学する場合

- ア. 所定の届を提出後登録シールを受け取り、自転車に貼る。駐輪場は指定の場所を利用する。
- イ. ヘルメットの着用等交通ルールを遵守すること。
- ウ. 自転車保険は、各家庭において必ず加入すること。
(令和6年4月1日より県自転車条例で義務化)

(2) 自動車免許を取得する場合

- ア. 自動車学校への入校許可は、進路内定者に限る。
- イ. 自動車学校への入校は、学校が定める期日以降とする。入校許可願を生徒指導課に提出し、「許可証」を受け取ること。
- ウ. 自動車学校への入校申込の際は、「許可証」を添えて自動車学校に申し込むこと。
- エ. 免許取得後も、在学中は車を運転してはならない。

(3) アルバイトをする場合

- ア. アルバイト許可申請書はホーム担任の内諾を経て、所定の用紙に雇用主の承諾の捺印もらい、許可願を提出すること。無許可アルバイトは固く禁ずる。
- イ. 次の場合は許可しない。
 - ①風俗営業に類する仕事内容。
 - ②主としてアルコール類を提供する職場。
 - ③危険性の高い仕事内容。
 - ④家庭から通勤できない職場。
 - ⑤勤務が7時間以上に及ぶ場合。
 - ⑥仕事が夜の時間帯(17時以降)になる職場。

- ⑦成績不振である場合。また、学習・生活態度などで学校長が不適当と判断した者。
- ウ. 特別の事情で保護者より直接の申し出があった場合、アルバイト期間の延長を考慮することがある。

(4) 公欠等の場合

- ①学校代表として公用に出かける場合。
- ②部活動・生徒会活動で対外大会等に参加する場合。
- ③進学・就職のための受験に出かける場合。
- ④公共交通機関の事故などによる場合。
- ⑤災害などの非常時の場合。
- ⑥学校保健安全法で出席停止となった場合。
- ⑦忌引となった場合。

服喪の日数は下記の通り。

- | | | |
|------------|----------|------|
| ◎父母 | ・・・・・・・・ | 7日以内 |
| ◎祖父母・兄弟姉妹 | ・・・・ | 3日以内 |
| ◎伯叔父母・同居親族 | ・・・ | 1日以内 |
| ◎曾祖父母 | ・・・・・・・・ | 1日以内 |

(5) 医師の診断書が必要な場合

- ア. 1週間以上の長期欠席の時。
- イ. 病気による休学の時。
- ウ. 定期考查を病気で受けられなかつた時。
- エ. 1ヶ月以上体育の授業を見学する時。

●専攻科生の身だしなみ●

★看護学生として常に端正、清潔に心がけ、専攻科生らしい品位の向上に努めなければならない。

(1) 制服について

(制服の着用期間については、生徒手帳8ページの表を参照)

ア. 上着

- ・学校指定のものとする。
- ・規定の着丈のものであること。

イ. スラックス・スカート

- ・学校指定のものとする。
- ・スラックスはウエストに正しく合わせて着用する。
- ・ベルトを使用する場合は黒・茶系統とする。
- ・スカート丈の上限は膝丈とする。

ウ. シャツ・ブラウス

- ・白系無地のブラウス、襟付きシャツ、ポロシャツを着用すること。色物、柄物は禁止とする。また、胸元が大きく開かないものであること。

エ. ベスト・セーター

- ・学校指定のものとする。
- ・冬の期間は上着の下に指定のベストやセーターを着用してもよい。

(2) 頭髪について

ア. パーマ・エクステ・脱色・染色等は禁止する。

イ. 頭髪が肩を超える長さのものはゴムで結び、整えること。使用するゴムは黒・紺・茶系統とし、それ以外は認めない。

(3) ソックス・ストッキングについて

- ア. ソックスは白・黒系とする。
- イ. ストッキングはベージュ・黒系とする。

(4) 靴について

- ア. 通学にふさわしく、華美でないものを着用する。
- イ. 5cm を超えるヒール、ミュール、サンダルは禁止する。

(5) 上履き

- ア. 学校指定の学年別色分けシューズを使用する。
- イ. 体育館では体育館シューズを使用する。

(6) 外套（コート）類について

- ア. 冬季の防寒用コートについては、無地の黒・紺・茶系統、又は白やグレー系の着用を認める。但し、高価・華美なものは避け、高校生らしいシンプルなものを着用すること。
- イ. 防寒機能の低いカーディガンや遊び着的な要素の強いジャンパー類は禁止する。

(7) その他

- ア. 化粧（アイプチ、眉、アイライナー等）は禁止する。
- イ. マニキュア、ペディキュアは禁止する。
- ウ. 学校生活に不必要的装飾品等（指輪、ネックレス、ピアス、ブレスレットなど）は禁止する。
- エ. 下着類は、透けて見えないように配慮する。